

## 公益財団法人北上市スポーツ協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、加盟団体が推薦するスポーツの振興等に顕著な功績のあったもの及びスポーツ大会において優秀な成績を収めたものを表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 功労賞
- (2) 栄光賞
- (3) 優秀賞

(表彰の基準)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

- (1) 功労賞

ア 加盟団体の発展に寄与し、顕著な功績があったもの

イ 長年にわたりクラブ等団体の育成に尽力し、顕著な功績があったもの

- (2) 栄光賞

岩手県予選又はブロック予選を経て行われる東北大会以上の大会において、個人の部又は団体の部で3位以内に入賞したものの。

- (3) 優秀賞

岩手県予選又はブロック予選を経ない全国規模の大会において、個人の部又は団体の部で優勝したものの。

(候補者の推薦)

第4条 加盟団体は、第2条各号に定める表彰の候補者を推薦するときは、定められた期日までに功労賞推薦書(様式第1)及び栄光賞・優秀賞推薦書(様式第2)により推薦しなければならない。

2 前項の場合において、栄光賞・優秀賞推薦書には、大会開催要項及び成績一覧表の写しを添付しなければならない。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は、総務委員会の審査を経て理事会で決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状に記念品を添えて行うものとする。

(表彰の重複)

第7条 栄光賞及び優秀賞の被表彰者が、年度を越えて再び表彰に値する優秀な成績を収めた場合は、重ねて表彰することができる。

(奨励賞の授与)

第8条 第2条各号に定める表彰のほか、会長の推薦により体育・スポーツの振興等に貢献したのに対し、奨励賞を授与することができる。

(登録)

第9条 被表彰者は、表彰者名簿(様式第3)に登録して永久に保存する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

財団法人北上市体育協会表彰規程(平成7年3月17日)は廃止する。

この規程は、平成24年10月24日から施行する。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。